

海域が該当する環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）の一部を改正する案に対する意見の募集について

海域が該当する環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）の一部を改正する案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和 8 年 9 月 30 日（水）から令和 8 年 10 月 29 日（木）までの間、意見の募集（パブリック・コメント）を行います。

1. 背景

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目環境基準」という。）は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）により、湖沼及び海域では現在 11 項目が定められており、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、国又は都道府県において水域ごとに水域類型を指定しています。

このうち、底層溶存酸素量は平成 28 年 3 月に生活環境項目環境基準に設定され、類型指定については平成 29 年 10 月 23 日付けの諮問「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（諮問）」に基づき検討が進められています。

東京湾については、令和 3 年 12 月 28 日の「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件」（環境省告示第 94 号）において、水域類型が初めて指定されました。その後、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（答申）」において課題とされていた目標とする達成率・達成期間について検討を行ってきました。

今般、令和 8 年 6 月 19 日に開催された「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会」において、東京湾における底層溶存酸素量環境基準に係る目標とする達成率・達成期間の設定に係る審議を行いました。審議を踏まえ東京湾における底層溶存酸素量環境基準に係る目標とする達成率・達成期間の設定に関する告示改正案を作成いたしましたので、意見の募集を行います。

なお、頂いた御意見をふまえて、告示改正案を取りまとめる予定です。

2. 意見募集の対象

【別紙】「海域が該当する環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）」の一部を改正する案の概要

3. 意見募集要領

（1）募集期間

令和 8 年 9 月 30 日（水）から令和 8 年 10 月 29 日（木）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

(2) 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（e-Gov：<https://www.e-gov.go.jp/>）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「「海域が該当する環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）」の一部を改正する案に対する意見」

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A 4 判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局環境管理課 宛て

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口（e-Gov） <https://www.e-gov.go.jp/>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は 750 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A 4 判の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「「海域が該当する環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）」の一部を改正する案 関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（2）②の郵送する場合の<宛先>まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は資料を送付いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 注意事項

- ・提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に則して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・また、以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
 - 御意見の内容が、「「海域が該当する環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号）」の一部を改正する案」と無関係な場合
 - 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
 - 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
 - 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
 - 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 - 記載された情報が虚偽であると判明した場合
- ・御意見に附記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

4. 問合せ先

環境省水・大気環境局環境管理課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5521-8314

電子メール SECTION_WEQS@env.go.jp